

安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方 について（答申案の概要）

平成17年12月26日
交通政策審議会
港湾分科会
第4回安全・維持管理部会

資料3

現状と課題

1. 技術基準の性能規定化

- ・規制改革推進3カ年計画における基準類の性能規定化の方針を踏まえ、港湾の施設の技術基準を性能規定化する予定
- ・これに伴い、創意工夫を活かした新たな設計方法が可能となることから、港湾施設の安全性の確保の方策が重要な課題

2. 既存施設の老朽化への対応

- ・1960年代以降に急速に整備された港湾施設の老朽化が進展
- ・今後10年程度の間設計上の耐用年数を迎える施設が急増
- ・既存港湾施設の点検診断の強化、計画的な維持修繕の実施による施設のライフサイクルの延命化が必要

3. 広域的な視点に立った取り組み

- ・港湾工事で収集した波浪情報を民間へ提供するなど、広域的視点に立った国と港湾管理者の役割が増大
- ・港湾に放置されている船舶、自動車等、津波時等に流出し、港湾施設・家屋の損壊等の被害拡大に繋がる懸念

4. 技術力の確保及び維持

- ・工事許可の際の港湾施設の安全性確認を確実にを行うため、技術基準との適合性確認を行う職員の技術力の向上が必要

新たな施策の展開

1. 事前対応システムの整備

- 性能規定化された技術基準における標準手法等の設計情報の国による提示
- 国又は第三者機関による、技術的難易度の高い設計に関する技術基準との適合性を確認する制度の創設
- 港湾施設の計画的な維持補修を実施するための点検診断計画及び維持補修計画の策定

2. 事後対応システムの整備

- 点検診断計画及び維持補修計画に基づく港湾施設の適切な維持管理の推進
- 港湾利用者、市民団体等と協働した港湾施設の維持管理の実施
- 港湾施設の維持管理に係る情報開示
- 港湾施設の構造診断に係る資格制度の創設

3. 国の支援体制

- 港湾管理者・民間との共有を目指した波浪情報等の港湾情報収集・提供体制の整備
- 港湾施設の的確な整備・維持管理のための『匠の集団』（人材、技能）の育成・確保
- 第三者機関の技術力の確保・維持に向けた制度の厳格運用

4. 港湾及びその周辺地域の総合的な維持管理の促進

- 水域、陸域における船舶、自動車等の放置を禁止するための枠組みの整備

安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について (諮問理由と答申案概要)

諮問理由	答申案概要
<p>基準の性能規定化等を求める「規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）」を踏まえ、港湾の技術基準を性能規定化するとともに、<u>自由な発想に基づく高度な設計に対する技術基準上の適合性評価のあり方を検討することが必要</u></p>	<p>< 事前対応システムの整備 ></p> <p>性能規定化された技術基準における標準手法等の設計情報の国による提示 国又は第三者機関による、技術的難易度の高い設計に関する技術基準との適合性を確認する制度の創設</p> <p>港湾施設の計画的な維持補修を実施するための点検診断計画及び維持補修計画の策定</p> <p>< 国の支援体制 ></p> <p>港湾管理者・民間との共有を目指した波浪情報等の港湾情報収集・提供体制の整備 港湾施設の的確な整備・維持管理のための『匠の集団』（人材、技能）の育成・確保 第三者機関の技術力の確保・維持に向けた制度の厳格運用</p>
<p>既存の港湾施設の維持更新需要の増大を踏まえ、施設管理者による維持管理の財政的、技術的な負担が増大する恐れがあることから、<u>既存港湾施設の適切な維持管理に向けた、国及び港湾管理者による適切な役割分担のあり方を検討することが必要</u></p>	<p>< 事後対応システムの整備 ></p> <p>点検診断計画及び維持補修計画に基づく港湾施設の適切な維持管理の推進 港湾利用者、市民団体等と協働した港湾施設の維持管理の実施</p> <p>港湾施設の維持管理に係る情報開示 港湾施設の構造診断に係る資格制度の創設</p> <p>< 港湾及びその周辺地域の総合的な維持管理 ></p> <p>水域、陸域における船舶、自動車等の放置を禁止するための枠組みの整備</p>